

別紙

一 関市議会委員会条例の一部を改正する条例

一 関市議会委員会条例（平成17年一関市条例第215号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 建設常任委員会 委員 7人 建設部の所管に関する事項 <u>下水道部</u>の所管に関する事項 <u>水道部</u>の所管に関する事項</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 建設常任委員会 委員 7人 建設部の所管に関する事項 <u>上下水道部</u>の所管に関する事項</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症により、市民生活にかつて経験したことのない大きな影響が多岐にわたり発生している。

市民の生命と健康を守り、平穏な市民生活を取り戻すために、下記の事項につき強力に対策を推進することを求める。

記

- 1 感染症に対応する医療体制の構築を図るとともに、検査体制を強化し、安心して受診できる体制を構築すること。市中では感染防止のマスクが不足しているため、マスク等の生活必需品の供給体制を強化すること。
- 2 学校休校措置に伴い、子供たちへの放課後児童クラブを含めた居場所確保に対する支援を図るとともに、健康・栄養・学習面に関する支援の充実を図ること。また、学校再開に向けての助言や情報提供を適切に行うこと。
- 3 観光、飲食業を初め全ての産業において大きな影響が発生し拡大しており、中・小規模事業者やフリーランスの方々は倒産や廃業の瀬戸際に置かれている。こうした地方の実情を踏まえ、さらなる支援措置を講じること。
- 4 当市は高齢化率が高い地域であり、特にも通院・通所サービス等を利用している高齢者の感染症予防対策への支援を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

令和 2 年 3 月 1 6 日

岩手県一関市議会

内閣総理大臣 殿
財 務 大 臣 殿
厚生労働大臣 殿
経済再生担当大臣 殿
経済産業大臣 殿
文部科学大臣 殿